



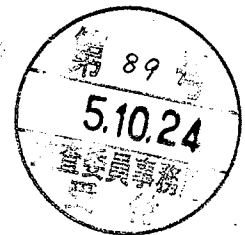
帯人事第 229 号  
令和 5 年 10 月 18 日

帯広市監査委員 川 端 洋 之 様  
同 秋 田 勝 利 様  
同 大竹口 武 光 様

帯広市長 米 沢 則 寿  
(総務部組織人事室人事課担当)

監査の結果に対する措置の通知について

令和 5 年 7 月 25 日付帯監査第 48 号において提出のありました監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知いたします。



上期定期監査指摘	措置状況
<p>収入及び支出事務等の全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。</p> <p>しかしながら、監査の結果に記載のとおり、重点項目として監査した旅費の執行に関する事務について、旅費の積算に注意を欠くものが見受けられました。</p> <p>旅費の取扱いについては、令和4年度から宿泊料について、定額支給から実費支給へ取扱いが変更され、事務処理に関する必要な情報は累次に発出されているものの、正しい理解のもと適切に伝達されていないことが要因で算定誤りが続いていることから、引き続き適正な事務の確保に努められるよう望みます。</p> <p>今後におかれましては、今回の監査結果等を全庁的な課題とし、改善に取り組まれることを期待いたします。</p>	<p>今期の指摘に対しては、特に重点項目とされている旅費の執行に関する事務を中心に是正措置を講じていくほか、過年度の指摘内容や措置状況の組織内での共有を進め、事務の基本となる法令等の習熟を図り、引き続き、適正事務を執行するよう努めてまいります。</p>